

住生活の安定の確保及び向上の促進に  
関する施策の実施状況

～平成21年度～

(案)

平成22年〇月  
国土交通省



本資料は、住生活基本法（平成18年法律第61号）第21条第1項及び第2項に基づき、関係行政機関が平成21年度に実施した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その概要を住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定（策定）、平成21年3月13日閣議決定（変更）※）の構成に従って取りまとめたものである。

※平成20年の「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）等の景気対策を受けて、住宅投資の活性化を図るに当たり緊急的かつ重点的に実施すべき対策として、①長期優良住宅の普及の促進及び②リフォームの促進を追記する等の変更を行ったものである。

# 目 次

## I 平成21年度に講じた施策の実施状況

### 1. 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継

①住宅の品質又は性能の維持及び向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

②住宅の合理的で適正な管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

2 良好な居住環境の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備・・・・・・・・ 21

4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保・・・・・・・・ 29

## II 平成21年度に講じた主な連携施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

(参考) 平成22年度における主な新規施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

## I 平成21年度に講じた施策の実施状況

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

| 目 標   | 基本的な施策  |
|---|---|
| <p>1 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継</p> <p>① 住宅の品質又は性能の維持及び向上</p> | <p>1 耐震性、防火性及び採光性の確保、化学物質等による室内汚染の防止等、住宅の基本的な品質又は性能を確保するため、建築規制を的確に運用する。</p> <hr/> <p>2 大規模な地震や犯罪の危険性に備え、国民の安全・安心を実現するため、耐震診断・耐震改修を促進するとともに、住宅の防犯性向上のための情報提供等を行う。</p> <hr/> <p>3 住宅ストックが長期にわたり有効に活用されるよう、耐久性に優れ、維持管理がしやすく、ライフスタイルやライフステージの変化等に応じたりフォームにも柔軟に対応できる長期優良住宅の普及を図る。</p> |

| 施策の実施状況  | 関係省庁                  |
|--|-----------------------|
| ○ 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」により、建築確認・検査制度の厳格化等を措置し、引き続き、建築規制を的確に運用するための施策を推進(平成18年21日公布、平成19年6月20日施行)。 | 国土交通省                 |
| ○ 建築確認手続き等の運用改善の方針をとりまとめ(平成22年1月22日公表)、これに基づき、建築基準法施行規則及び関係告示等を改正(平成22年3月29日公布、平成22年6月1日施行)。                   | 国土交通省                 |
| ○ 「建築基準法施行令の一部を改正する政令」により、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを実施(平成20年9月19日公布、平成21年9月28日施行)。                                  | 国土交通省                 |
| ○ 「建築士法等の一部を改正する法律」により、建築士の資質・能力の向上のための措置等を行い、引き続き、円滑施行に係る施策を実施(平成18年12月20日公布、平成20年11月28日施行)。                  | 国土交通省                 |
| ○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。<br>【平成22年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,398市町村          | 国土交通省                 |
| ○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。(再掲)<br>【平成22年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,398市町村      | 国土交通省                 |
| ○ 住宅・建築物安全ストック形成事業により、住宅の耐震診断・耐震改修を促進。<br>【平成21年度】耐震診断：約4万戸、耐震改修：約9千戸  | 国土交通省                 |
| ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、耐震性に優れた住宅の取得を融資金利の引き下げにより促進。<br>【平成21年度】申請戸数：39,934戸の内数               | 国土交通省                 |
| ○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。<br>【平成21年度末時点】掲載品目総数：計17種類3,988品目        | 警察庁<br>経済産業省<br>国土交通省 |
| ○ 「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。   | 警察庁<br>国土交通省          |
| ○ 住宅用火災警報器の普及促進に向け、住宅用火災警報器設置推進基本方針に基づき、普及率調査の実施や住宅防火対策推進シンポジウムの開催等を実施。<br>【平成21年12月時点】推計普及率：52.0%             | 消防庁                   |
| ○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、耐久性に優れた住宅の整備を促進。<br>【平成21年度】実施地区：47地区の内数(三大都市圏：38地区の内数)                                    | 国土交通省                 |
| ○ 先導型再開発緊急促進事業により、耐久性に優れた施設建築物等の整備を促進。<br>【平成21年度】実施地区：31地区の内数(三大都市圏：20地区の内数)                                  | 国土交通省                 |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

4 高齢者、障害者をはじめとする多様な者が安全で快適な住生活を営めるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を促進する。



住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

5 地球温暖化問題や廃棄物問題等の環境問題に対応して、省エネルギー性能をはじめとする住宅の環境性能の向上を図るとともに、住宅における自然エネルギーの利用の促進、森林吸収源対策としての住宅への地域材利用の促進、再生建材の利用の促進や住宅の建設・解体等により生じる廃棄物の削減及び適正処理を図る。

| 施策の実施状況  | 関係省庁                  |
|--|-----------------------|
| <p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、一定のバリアフリー性能を有する優良な賃貸住宅の供給を推進。<br/>【平成21年度】供給戸数：1,655戸</p>                                 | 国土交通省                 |
| <p>○ 住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長（所得税）により、住宅におけるバリアフリー改修を促進。</p>   | 国土交通省                 |
| <p>○ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、一定の中小規模の住宅・建築物に係る省エネ措置の届出義務化、大規模な住宅・建築物に係る担保措置の強化等を実施（平成20年5月30日公布、平成21年4月1日（一部平成22年4月1日）施行）。</p>                              | 国土交通省                 |
| <p>○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、省エネルギー性能に優れた住宅の整備を促進。（再掲）<br/>【平成21年度】実施地区：47地区の内数（三大都市圏：38地区の内数）</p>   | 国土交通省                 |
| <p>○ 先導型再開発緊急促進事業により、省エネルギー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。（再掲）<br/>【平成21年度】実施地区：31地区の内数（三大都市圏：20地区の内数）</p>   | 国土交通省                 |
| <p>○ 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業により、新たな温暖化対策ビジネスの市場導入を促進。<br/>【平成21年度】事業実施件数：4件</p>   | 環境省                   |
| <p>○ 地域協議会民生用機器導入促進事業により、地域協議会による住宅等への温暖化対策技術の集団的な導入を促進。<br/>【平成21年度】事業実施件数：98件</p>  | 環境省                   |
| <p>○ 21世紀環境共生型住宅（エコハウス）のモデル整備による建設促進事業により、環境負荷低減を可能とする住宅設計手法を活用したモデルハウスを整備。<br/>【平成21年度】事業実施件数：20件（地方公共団体）</p>   | 環境省                   |
| <p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、省エネルギー性能に優れた住宅の取得を融資金利の引き下げにより促進。（再掲）<br/>【平成21年度】申請戸数：39,934戸の内数</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ 地球温暖化対策のため、二酸化炭素の数百倍から一万倍超の温室効果を持つHFC（ハイドロフルオロカーボン）を用いない断熱材（ノンフロン断熱材）の普及促進を実施。</p>  | 環境省                   |
| <p>○ 再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業により、太陽光発電等の住宅への導入を推進。<br/>【平成21年度】事業実施件数：3件</p>  | 環境省                   |
| <p>○ エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進。<br/>【平成22年3月末時点】<br/>＜実施状況＞住宅エコポイントの申請：3,690件<br/>住宅エコポイントの発行：347件（16,279,000ポイント）</p> | 経済産業省<br>環境省<br>国土交通省 |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

| 施策の実施状況   | 関係省庁                  |
|---|-----------------------|
| <p>○ エコ住宅普及促進事業により、住宅の断熱改修（エコリフォーム）の普及啓発を実施。<br/>【平成21年度】事業実施件数：1件（地域協議会）</p>   | 環境省                   |
| <p>○ 国産材住宅に関する情報を消費者に総合的に提供する「日本の木のいえ情報ナビ」において、登録工務店等の情報量の拡大、国産材住宅の事例集等のコンテンツの充実等を図るとともに、工務店等の住宅生産者に対し、地域材を利用した家づくり拡大のためのセミナーや現地見学会を実施。<br/>【平成21年度】セミナー、現地見学会開催実績：全国5箇所</p>  | 農林水産省                 |
| <p>○ 産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを実施。<br/>【平成21年度】木のまち・木のいえリレーフォーラム開催実績：全国6箇所</p>   | 農林水産省<br>国土交通省        |
| <p>○ 中小工務店と木材生産者の連携による木造住宅の生産体制整備の取組を支援。</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。<br/>【平成21年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）</p>  | 国土交通省<br>環境省          |
| <p>○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅の普及を促進（平成20年12月5日公布、平成21年6月4日施行）。（再掲）<br/>【平成22年3月末時点】長期優良住宅建築等計画の認定実績：57,127戸</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ 良質な住宅への投資を促進するための緊急措置の創設等（長期優良住宅の建設及び住宅に係る各種改修）。（再掲）<br/>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設</li> <li>・ 一定の省エネ改修を行った場合の所得税額の特別控除の創設</li> <li>・ 一定のバリアフリー改修を行った場合の所得税額の特別控除の創設</li> <li>・ 住宅に係る耐震改修促進税制の延長（所得税）</li> </ul> | 国土交通省<br>経済産業省<br>内閣府 |
| <p>○ 住宅・建築物省CO2推進事業により、省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築プロジェクトを推進<br/>【平成21年度】実施地区：41地区</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ 住宅ローン減税制度の延長及び拡充等により、中堅勤労者等における無理のない負担での住宅取得を支援。（再掲）</p>   | 国土交通省                 |
| <p>○ 地域材を生かした地域型住宅づくりに取り組むグループに対して、モデルの設計や地域材供給計画策定等への支援を実施。<br/>【平成21年度】実施件数：全国11グループ</p>  | 農林水産省                 |
| <p>○ 地域材を利用した住宅モデル等の展示活動への支援を実施。<br/>【平成21年度】実施件数：全国22府県</p>  | 農林水産省                 |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

| 目 標                    | 基本的な施策   |
|------------------------|--|
|                        | <p>6 地域の気候・風土、歴史、文化等に応じた良質な住宅の供給を促進する。</p>   |
| <p>② 住宅の合理的で適正な管理等</p> | <p>7 住宅ストックが、居住者等の安全・安心を確保しつつ、長期にわたって有効に活用されるよう、居住者による管理体制の充実などソフト面での対応も含めた適切な維持管理やリフォームを促進する。</p> |

| 施策の実施状況   | 関係省庁  |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、優良田園住宅の建設を促進。<br/>【平成21年度末時点】基本方針策定：39市町村、建設計画認定：20計画</li> </ul>  | 国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する地方公共団体を交付金により支援。<br/>【平成21年度】地域住宅計画策定数：365計画</li> </ul>  | 国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となった「顔の見える木材での家づくり」を促進するため、各地の取組内容についてのデータベースの作成、公表等を実施。また、優良な取り組みグループの活動内容について、紹介冊子を作成するなどして、一般消費者等への普及等の支援を実施。【平成21年度】顔の見える木材での家づくりに取り組むグループ数：321グループ<br/>供給戸数：6,681戸(平成20年)</li> </ul> | 農林水産省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の気候・風土、歴史・文化等に応じた良質な木造住宅生産の取組みを支援。</li> </ul>  | 国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理組合の運営やマンションの管理等についての助言・指導等を行うマンション管理士の登録を実施。<br/>【平成21年度末時点】マンション管理士登録者数：17,791人</li> </ul>  | 国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マンションの管理組合が各マンションの実態に応じて管理規約を制定・変更する際のモデルを示した「マンション標準管理規約」について、セミナー等を通じて周知。<br/>【平成21年度末時点】マンション管理適正化推進センターが行った基礎セミナー数：64回<br/>受講者数：約4,600人</li> </ul>   | 国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正なマンション管理のために管理組合に求められる基本事項について、標準的な対応を全般的かつ具体的に示した「マンション管理標準指針」について、セミナー等を通じて周知。<br/>【平成21年度末時点】マンション管理適正化推進センターが行った基礎セミナー数：64回<br/>受講者数：約4,600人</li> </ul>  | 国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マンション管理の相談事例等がインターネット上で検察できる、マンション管理相談データベース（マンション管理サポートネット）の活用促進。<br/>【平成21年度末時点】利用者数：3,500人</li> </ul>   | 国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則」に定める、管理組合の財産の分別管理の手法等を改正するとともに、上記省令改正との整合を図ること、及び管理委託契約に関するトラブルの実態等を踏まえ、「マンション標準管理委託契約書」を改訂。</li> </ul>   | 国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅リフォームに関する情報提供の実施及び相談体制等の充実。<br/>【平成21年度末時点】地方公共団体のリフォーム相談窓口数：1,613箇所</li> </ul>  | 国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる住宅履歴情報の整備とその普及を推進。</li> </ul>  | 国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅の普及を促進（平成20年12月5日公布、平成21年6月4日施行）。（再掲）<br/>【平成22年3月末時点】長期優良住宅建築等計画の認定実績：57,127戸</li> </ul>   | 国土交通省 |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

| 目 標                 | 基本的な施策  |
|---------------------|---|
|                     | <p>8 共同での管理が必要な分譲マンションについて、適切な維持管理及び計画的な修繕を促進するため、マンション履歴システムの普及を図るとともに、増築、改修や建替えにより老朽化した分譲マンションの再生を促進する。</p> <p>9 民間賃貸住宅について、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくりを進める。</p> |
| <p>2 良好な居住環境の形成</p> | <p>10 大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。</p>                               |

| 施策の実施状況  | 関係省庁  |
|--|-------|
| ○ 住宅ローン減税制度の延長及び拡充等により、中堅勤労者等における無理のない負担での住宅取得を支援。(再掲)   | 国土交通省 |
| ○ 住宅金融支援機構の行うまちづくり融資を通じて、マンションの建替えを促進。<br>【平成21年度】受理戸数：131戸  | 国土交通省 |
| ○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の活用を促進。<br>【平成21年度末時点】登録件数：423件   | 国土交通省 |
| ○ マンションの建替えの円滑化等に関する法律により、マンション建替組合によるマンションの円滑な建替えを促進。<br>【平成21年9月末時点】マンション建替事業の認可件数：3件  | 国土交通省 |
| ○ 優良建築物等整備事業により、老朽化したマンションの建替えを促進。<br>【平成21年度】実施地区：9地区   | 国土交通省 |
| ○ 「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」を平成20年6月に策定・公表し、セミナー等を通じた周知とその普及を推進。<br>【平成21年度末時点】マンション管理適正化推進センターが行った特別セミナー数：2回<br>受講者数：約500人                                       | 国土交通省 |
| ○ マンション等安心居住推進事業（モデル支援に係る事業）により、マンションの維持管理・再生について必要なノウハウの蓄積等を図り、良質な分譲マンションのストックの形成を促進するため、ソフト面やハード面のあり方を見直すマンション管理組合等を対象にモデル的に支援を実施。<br>【平成21年度】モデル事業支援数：27マンション組合、9支援法人 | 国土交通省 |
| ○ マンションの維持管理・再生について必要なノウハウの蓄積等を図り、良質な分譲マンションストックの形成を促進するため、地域レベルの相談体制の整備等を推進する制度を創設。<br>【平成21年度】相談体制支援数：12法人   | 国土交通省 |
| ○ 民間賃貸住宅における適正な管理等の推進を図るため、民間賃貸住宅に関する市場環境実態調査を平成22年1月に実施。  | 国土交通省 |
| ○ 大規模盛土造成地の変動予測と滑動崩落防止工事を支援する宅地耐震化推進事業の促進。<br>【平成21年度】変動予測：17都県市   | 国土交通省 |
| ○ 河川事業により、床上浸水被害の軽減対策を実施。  | 国土交通省 |
| ○ 総合流域防災事業により、流域単位を原則として、水害・土砂災害対策の施設整備等（河川管理施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等）と災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、砂防基礎調査、浸水想定区域図・ハザードマップの作成支援等）を一体的に促進。<br>【平成21年度】圏域数：200圏域等                 | 国土交通省 |
| ○ 下水道浸水被害軽減総合事業により、都市機能が集積している地区等で一定規模以上の浸水実績がある浸水対策に取り組む必要性が高い地区において、雨水貯蓄浸透施設や排水施設等の整備等による浸水対策を促進。<br>【平成21年度末時点】実施地区：111地区   | 国土交通省 |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

| 目 標 | 基本的な施策 |
|-----|--------|
|     |        |

| 施策の実施状況   | 関係省庁           |
|---|----------------|
| <p>○ 砂防事業により、砂防堰堤や床固工群、山腹工等の砂防設備の整備を実施。<br/>【平成21年度】実施箇所：直轄35水系・山系、補助809箇所</p>  | 国土交通省          |
| <p>○ 地すべり対策事業により、地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁等の地すべり防止施設等の新設・改良を実施。<br/>【平成21年度】実施箇所：直轄12地区、補助334箇所</p>   | 国土交通省          |
| <p>○ 急傾斜地崩壊対策事業により、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけについて、擁壁工、排水工及び法面工等の急傾斜地崩壊防止施設の設置等を促進。<br/>【平成21年度】実施箇所：519箇所</p>   | 国土交通省          |
| <p>○ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限及び建築物の構造規制等による土砂災害による人的被害軽減のための対策を推進。<br/>【平成21年度】土砂災害警戒区域 約17万8千箇所（うち土砂災害特別警戒区域 約7万4千箇所）</p> | 国土交通省          |
| <p>○ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握や被災地の早期復旧に関し、地方公共団体等に対して技術的支援を円滑・迅速に実施（TEC-FORCE）<br/>【平成21年度】派遣人数：延べ1,244人・日派遣</p>   | 国土交通省          |
| <p>○ 海岸保全施設整備事業により、津波・高潮に対する住宅の安全性を確保するための海岸保全施設の整備を実施。</p>   | 農林水産省<br>国土交通省 |
| <p>○ 防災街区整備事業により、老朽化した建築物の除却、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を促進。<br/>【平成21年度】事業継続地区：1地区</p>  | 国土交通省          |
| <p>○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における密集市街地の整備・改善を促進。<br/>【平成21年度】実施地区：155地区</p>   | 国土交通省          |
| <p>○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、防災安全性の向上に資する住宅の整備を促進。（再掲）<br/>【平成21年度】実施地区：47地区の内数（三大都市圏：38地区の内数）</p>  | 国土交通省          |
| <p>○ 先導型再開発緊急促進事業により、防災安全性の向上に資する施設建築物等の整備を促進。（再掲）<br/>【平成21年度】実施地区：31地区の内数（三大都市圏：20地区の内数）</p>  | 国土交通省          |
| <p>○ 住宅地区改良事業により、不良住宅が密集する地区の整備・改善及び健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的な建設を促進。<br/>【平成21年度】実施地区：19地区</p>   | 国土交通省          |
| <p>○ 小規模住宅地区改良事業により、不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区の整備・改善、住宅の集団的な建設、建築物の敷地の整備等を促進。<br/>【平成21年度】実施地区：8地区</p>  | 国土交通省          |
| <p>○ 都市再生住宅等整備事業により、密集市街地等の整備に伴う老朽賃貸住宅の除却により転居が必要となる者の受け皿となる住宅の整備等を促進。<br/>【平成21年度】整備戸数：151戸</p>  | 国土交通省          |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

11 住宅市街地における交通事故の防止及び防犯性の向上を図るとともに、騒音、大気汚染等による居住環境の阻害を防止する。

| 施策の実施状況   | 関係省庁  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市防災総合推進事業により、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識の向上等を促進。<br/>【平成21年度】事業実施主体数：80団体の内数</li> <li>○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進。<br/>【平成21年度】実施地区：109地区（3大都市圏：69地区）</li> <li>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。<br/>【平成21年度】実施地区：412地区の内数</li> <li>○ 防災公園街区整備事業により、既成市街地における防災公園と周辺市街地の整備・改善を一体的に促進。<br/>【平成21年度】実施地区：9地区</li> <li>○ 狭あい道路整備等促進事業により、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備を促進。<br/>【平成21年度末時点】実施地区：32地区</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省</li> <li>国土交通省</li> <li>国土交通省</li> <li>国土交通省</li> <li>国土交通省</li> </ul>                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市街地において、人優先の安全・安心な歩行空間を形成するため、あんしん歩行エリアを指定し、信号機、横断歩道や歩道等の整備を推進。<br/>【平成21年度末時点】あんしん歩行エリア指定地区数：582地区</li> <li>○ 「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。</li> <li>○ 全国火災予防運動などの機会をとらえ、放火火災防止対策戦略プランに基づき、評価シートを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組を推進。</li> <li>○ 放火行為の抑制効果が期待される放火監視機器等を全国5地域に設置し、放火火災の減少効果の検証を実施。</li> <li>○ 騒音規制法に基づき、生活環境保全を目的として騒音に関する規制基準等を設定するとともに、指定地域内における騒音の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を公表。<br/>【平成20年度】工場・事業場騒音、建設作業騒音に係る測定数：704件<br/>道路交通騒音に係る測定数：73件</li> <li>○ 振動規制法に基づき、生活環境保全を目的として振動に関する規制基準等を設定するとともに、指定地域内における振動の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を公表。<br/>【平成20年度】工場・事業場振動、建設作業振動に係る測定数：211件<br/>道路交通振動に係る測定数：82件</li> <li>○ 悪臭防止法に基づき、生活環境保全を目的として悪臭に関する規制基準等を設定するとともに、規制地域内における臭気指数等の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を公表。<br/>【平成20年度】悪臭防止法に基づく測定数：93件</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁<br/>国土交通省</li> <li>警察庁<br/>国土交通省</li> <li>消防庁</li> <li>消防庁</li> <li>環境省</li> <li>環境省</li> <li>環境省</li> </ul> |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

-----  
12 建築協定、緑地協定、地区計画、景観計画、総合設計等の規制誘導手法の活用等を促進することにより、良好な街並みや景観、住宅市街地における緑等の維持及び形成を図る。



住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

| 目 標 | 基本的な施策  |
|-----|---|
|     | <p>13 既存の都市基盤を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能なバランスのとれたコミュニティの維持及び形成を図るため、居住者が相互に交流できる空間の形成に配慮しつつ、都心居住・街なか居住、住宅市街地のユニバーサルデザイン化等を促進するとともに、公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を行う。</p> |

| 施策の実施状況  | 関係省庁  |
|--|-------|
| ○ 住宅市街地総合整備事業により、既存市街地における、街なか居住の推進に資する事業を促進。<br>【平成21年度】実施地区：78地区   | 国土交通省 |
| ○ 都心共同住宅供給事業により、三大都市圏の都心地域において、良質な中高層共同住宅等の供給を促進。<br>【平成21年度】三大都市圏における認定戸数：315戸                                      | 国土交通省 |
| ○ 中心市街地における民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資する街なか居住再生ファンドにより、都市の中心部への居住を促進。<br>【平成21年度】出資地区：8地区                                   | 国土交通省 |
| ○ 暮らし・にぎわい再生事業により、中心市街地における街なかへの公共公益施設等の都市機能等の導入を促進。<br>【平成21年度】実施地区：42地区（うち三大都市圏：6地区）                               | 国土交通省 |
| ○ 優良建築物等整備事業により、市街地の環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進。<br>【平成21年度】実施地区：39地区（うち三大都市圏：15地区）     | 国土交通省 |
| ○ バリアフリー環境整備促進事業により、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物等の整備を促進。<br>【平成21年度】実施地区：5地区（うち基本構想策定：2地区）     | 国土交通省 |
| ○ 都市再生機構賃貸住宅の団地再生事業等により、都市再生機構賃貸住宅のバリアフリー化を実施。<br>【平成21年度】実施地区：78地区<br>完了地区：8地区<br>敷地供給面積：約13.5ha                    | 国土交通省 |
| ○ 住宅市街地基盤整備事業により、三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び住宅地事業及び住宅ストック改善事業を推進するための関連公共施設等の整備を促進。<br>【平成21年度】実施地区：180地区（三大都市圏：108地区） | 国土交通省 |
| ○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進。（再掲）<br>【平成21年度】実施地区数：109地区（三大都市圏：69地区）                               | 国土交通省 |
| ○ 先導型再開発緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。（再掲）<br>【平成21年度】実施地区：31地区の内数（三大都市圏：20地区の内数）                               | 国土交通省 |
| ○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。（再掲）<br>【平成21年度】実施地区：412地区の内数                           | 国土交通省 |
| ○ 農と住が調和したまちづくりを推進するため、専門家派遣による普及・啓発及びケーススタディを実施。<br>【平成21年度】専門家派遣地区：9地区<br>ケーススタディ実施地区：3地区                          | 国土交通省 |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

| 目 標                                 | 基本的な施策   |
|-------------------------------------|--|
|                                     | <p>14 良好な居住環境の形成に向けて、建築協定制度の充実など住民が住宅地のマネジメント活動に主体的に取り組むための環境整備を行う。</p> <p>15 良好な居住環境の形成に資する民間の建築活動が適切に行われるよう、建築物の用途や形態及び建築敷地の利用に関する規制の合理化を図る。</p> |
| <p>3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備</p> | <p>16 住宅性能表示制度の普及・充実、取引時における住宅関連事業者による情報提供の促進等により、住宅や住宅関連事業者等に関するわかりやすく適切な情報の提供を促進するとともに、民間事業者も活用し、住宅購入者等が専門的・中立的な立場から助言を受けられるよう、環境整備を行う。</p>      |

| 施策の実施状況   | 関係省庁         |
|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、建替え等により、コミュニティバランスに配慮した公営住宅の的確な供給を推進。(再掲)<br/>【平成21年度】供給戸数：20,583戸</li> </ul>                                       | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、コミュニティバランスに配慮した優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲)<br/>【平成21年度】供給戸数：1,655戸</li> </ul>   | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進。<br/>【平成21年度】実施地区：129地区（三大都市圏：30地区）</li> </ul>                  | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ モデル的なエリアマネジメント活動を推進するとともに、HP等を通じて住宅地におけるエリアマネジメント活動に資する情報提供やマニュアルの普及等を推進。</li> </ul>   | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校エコ改修と環境教育事業により、地方公共団体による学校施設におけるCO<sub>2</sub>排出削減のための改修等のハード整備とそれを活用した環境教育等のソフト事業等の一体的実施を促進。<br/>【平成21年度末時点】モデル校認定：20校</li> </ul> | 文部科学省<br>環境省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の用途規制に関する規制の合理化のための検討を実施。</li> </ul>  | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進。<br/>【平成21年度】＜住宅性能評価戸数＞（新築住宅）設計評価：148,388戸、建設評価：158,147戸<br/>（既存住宅）355戸</li> </ul>                      | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宅地建物取引業者が宅地建物の購入者等に対して行う、重要事項説明の適切な実施を推進するため、説明すべき重要な事項の内容を改正。</li> </ul>  | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅金融支援機構のWEBサイト（住マップ）に、ライフイベントを踏まえたローンシュミレーションの機能拡充を実施するとともに、住宅ローンや良質な住宅のための情報提供を実施。</li> </ul>                                      | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年1月1日時点における標準地の正常な価格を公示。<br/>【平成21年度】標準地 27,804地点</li> </ul>   | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 四半期毎の主要都市における高度利用地の地価動向等を公表。<br/>【平成21年度】年4回各150地区</li> </ul>  | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地に関する最も基礎的な情報を整備するための地籍調査を推進。<br/>【平成21年度】地籍が明確化された土地の面積：140,053k㎡</li> </ul>   | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃貸用不動産の収益・費用に関する情報をアンケート調査を基に収集し、その結果を用途別・地域別等に集計し、HPにて公開。</li> </ul>  | 国土交通省        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不動産鑑定士が行う価格等調査全般に係る手続きルールとして、平成21年8月に価格等調査ガイドラインを策定。</li> </ul>  | 国土交通省        |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

17 住宅購入者等の保護の観点から、住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効を確保するための仕組みを構築する。

18 賃貸住宅市場における標準ルールの普及等を通じて住宅に関するトラブルの未然防止を図るとともに、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争の処理等、トラブルを円滑に処理するための仕組みの普及・充実を図る。

19 持家、借家を問わず無理のない負担で居住ニーズに応じた質の高い住宅が確保できるよう、長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備、税制上の措置、定期借地制度の活用の促進、定期借家制度の活用等を含めた良質な賃貸住宅の供給の促進等を行う。

| 施策の実施状況   | 関係省庁                  |
|---|-----------------------|
| <p>○ より断熱性能の高い窓を一般消費者が選択できる市場環境を整備するため、省エネ法に基づき「窓等の断熱性能に係る情報提供に関するガイドライン」（指針）を策定（平成20年4月施行）し、平成21年度には、窓の断熱性能に係る情報を一般消費者によりわかりやすく提供するため、窓表示へ一本化するための検討を実施。</p>   | 経済産業省                 |
| <p>○ 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成21年10月1日施行）に基づき、新築住宅の購入者等の利益の保護を図るため、新築住宅の売主等に対し瑕疵担保責任を履行するための資力確保措置を義務付けるとともに、住宅瑕疵担保責任保険制度の引受体制整備及び普及・啓発活動を実施。</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ 賃貸住宅標準契約書・定期賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。</p>   | 国土交通省                 |
| <p>○ 民間賃貸住宅の退去時におけるトラブルを未然に防止するため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について、HPを通じた情報提供を実施。</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ サブリース契約における当事者間紛争の未然防止を図るため、サブリース住宅原賃貸借標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律及び住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき、指定住宅紛争処理機関による紛争処理（あっせん、調停、仲裁）を実施。<br/>【平成21年度】申請受付件数：あっせん3件、調停31件、仲裁0件</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業により、民間金融機関による相対的に低利な長期固定金利の住宅ローンの安定供給を促進。<br/>【平成21年度】買取等申請戸数：81,737戸</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業等において、MBS（資産担保証券）を継続して発行。<br/>【平成21年度】MBS発行額：16,960億円</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ 住宅金融支援機構の住宅融資保険事業を通じて、民間金融機関による住宅の建設等に必要な資金の円滑な融通を促進。<br/>【平成21年度】付保実績：4,468億円</p>   | 国土交通省                 |
| <p>○ 住宅金融支援機構の行う賃貸住宅融資を通じて、良質な賃貸住宅の供給を促進。<br/>【平成21年度】受理戸数：38,142戸</p>  | 国土交通省                 |
| <p>○ 住宅ローン減税制度の延長及び拡充等により、中堅勤労者等における無理のない負担での住宅取得を支援。（再掲）</p>   | 国土交通省                 |
| <p>○ 良質な住宅への投資を促進するための緊急措置の創設等（長期優良住宅の建設及び住宅に係る各種改修）。（再掲）<br/>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設</li> <li>・ 一定の省エネ改修を行った場合の所得税額の特別控除の創設</li> <li>・ 一定のバリアフリー改修を行った場合の所得税額の特別控除の創設</li> <li>・ 住宅に係る耐震改修促進税制の延長（所得税）</li> </ul> | 国土交通省<br>経済産業省<br>内閣府 |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

20 既存住宅の管理状況等を考慮した合理的な価格査定及び管理状況や不動産の個別の取引価格に関する情報の提供を促進するとともに、定期借家制度の活用等による持家の賃貸化等を促進する。

21 ライフスタイルやライフステージの変化に応じた多様な居住ニーズに応えるとともに国土を適切に維持管理していく観点から、郊外・田園居住や二地域居住等のマルチハビテーションの実現に向けた情報提供等を行うとともに、職住近接で子育てのしやすい都心居住・街なか居住等を実現するための環境整備を行う。

| 施策の実施状況  | 関係省庁  |
|--|-------|
| ○ 定期借家制度の活用を推進するため、定期賃貸住宅標準契約書、パンフレット、Q & A等について、HPを通じた情報提供を実施。                        | 国土交通省 |
| ○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の活用を促進。（再掲）<br>【平成21年度末時点】登録件数：423件       | 国土交通省 |
| ○ 不動産の取引価格情報を四半期毎にとりまとめ、インターネットを通じて公表。<br>【平成21年度】アクセス件数：3,567万件                       | 国土交通省 |
| ○ 宅地建物取引業者の媒介業務における適正な価格査定を推進するために、(財)不動産流通近代化センター作成の価格査定マニュアルのうち、戸建・住宅マニュアルを改訂。       | 国土交通省 |
| ○ 不動産取引に臨む消費者への情報提供を更に推進することを目的に、「不動産取引情報提供サイト(RMI)」の提供情報の拡大及び機能性の向上に関する改修を実施。         | 国土交通省 |
| ○ 定期借家制度の活用を推進するため、定期賃貸住宅標準契約書、パンフレット、Q & A等について、HPを通じた情報提供を実施。（再掲）                    | 国土交通省 |
| ○ 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者等の住み替え支援制度」を実施。<br>【平成21年度末時点】契約完了件数：171件               | 国土交通省 |
| ○ サブリース住宅原賃貸借標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。（再掲）  | 国土交通省 |
| ○ 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づき、土地売買等の契約の際に、土地の利用目的の審査等の措置を実施。                      | 国土交通省 |
| ○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、優良田園住宅の建設を促進。（再掲）<br>【平成21年度末時点】基本方針策定：39市町村、建設計画認定：20計画      | 国土交通省 |
| ○ 都心共同住宅共同事業により、三大都市圏の都心地域において、良質な中高層共同住宅等の供給を促進。（再掲）<br>【平成21年度】三大都市圏における認定戸数：315戸    | 国土交通省 |
| ○ 中心市街地における民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資する街なか居住再生ファンドにより、都市の中心部への居住を促進。（再掲）<br>【平成21年度】出資地区：8地区 | 国土交通省 |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

22 深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給、子育て支援施設を併設した住宅の供給支援や三世帯同居・近居への支援を行う。

23 良質な住宅の生産・供給体制及び住宅の適正な管理体制を確立する観点から、技術開発、建材等の標準化、技能者の育成等による木造住宅に関する伝統的な技術の継承・発展、地域材を活用した木造住宅の生産体制の整備等を推進する。

| 施策の実施状況  | 関係省庁  |
|--|-------|
| ○ 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者等の住み替え支援制度」を実施。<br>(再掲)【平成21年度末時点】契約完了件数：171件   | 国土交通省 |
| ○ 都市再生機構賃貸住宅の供給等を実施。<br>【平成21年度】新規賃貸住宅の供給戸数：4,528戸<br>リニューアルによる改良：2,282戸   | 国土交通省 |
| ○ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度を活用し、機構が整備した敷地を民間事業者に賃貸することにより、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進。<br>【平成21年度】公募戸数：120戸  | 国土交通省 |
| ○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設(子育て支援施設、高齢者生活支援施設等)の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。<br>【平成21年度末時点】供給施設数：3,056施設(1,672団地)   | 国土交通省 |
| ○ 近居を希望する高齢者世帯・子育て世帯等とその支援世帯に対し、都市再生機構賃貸住宅への入居に係る優先的取扱を実施。<br>【平成21年度】(新規賃貸住宅)優遇措置対象戸数：2,202件<br>(既存賃貸住宅)優遇措置対象戸数：68,047件  | 国土交通省 |
| ○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲)<br>【平成21年度】供給戸数：1,655戸  | 国土交通省 |
| ○ 地球温暖化対策技術開発事業により、家庭・業務部門における省エネルギー対策技術の開発など、基盤的な温暖化対策技術について、企業等による技術開発を促進。<br>【平成21年度】事業実施件数：37件(うち、住生活安定向上施策に関連するものは5件)   | 環境省   |
| ○ 日本工業標準調査会において、フリーアクセスフロア(二重床)試験方法の技術的内容の変更など、建築技術分野のJIS規格を審議。<br>【平成21年度】制定：2件、改正：13件  | 経済産業省 |
| ○ 農林物資規格調査会において、枠組壁工法構造用製材のJAS規格における割れの測定方法の変更などについて審議。  | 農林水産省 |
| ○ 地域材を利用した、住宅用の新たな製品の開発に対する支援を実施。<br>【平成21年度】<実施件数> 内装材分野：4件、高耐震・省エネ部材分野：2件、<br>外構材分野：4件   | 農林水産省 |
| ○ 森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となった「顔の見える木材での家づくり」を促進するため、各地の取組内容についてのデータベースの作成、公表等を実施。また、優良な取り組みグループの活動内容について、紹介冊子を作成するなどして、一般消費者等への普及等の支援を実施。(再掲)<br>【平成21年度】顔の見える木材での家づくりに取り組むグループ数：321グループ<br>供給戸数：6,681戸(平成20年) | 農林水産省 |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

| 目 標                               | 基本的な施策  |
|-----------------------------------|---|
|                                   |   |
| <p>4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> | <p>24 市場において自力では適正な水準の住宅を確保することのできない低額所得者等に対して、公平かつ的確に公営住宅を供給する。このため、国民所得や住宅市場の動向等を踏まえつつ、公営住宅の入居収入基準、家賃制度等について適切に見直しを行う。</p> <p>-----</p> <p>25 地震、洪水等の大規模な災害が発生した場合には、必要な応急仮設住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給を行う。</p> |

| 施策の実施状況   | 関係省庁   |
|---|--|
| <p>○ 国産材住宅に関する情報を消費者に総合的に提供する「日本の木のいえ情報ナビ」において、登録工務店等の情報量の拡大、国産材住宅の事例集等のコンテンツの充実等を図るとともに、工務店等の住宅生産者に対し、地域材を利用した家づくり拡大のためのセミナーや現地見学会を実施。(再掲)</p> <p>【平成21年度】セミナー、現地見学会開催実績：全国5箇所</p> <p>○ 産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを実施。(再掲)</p> <p>【平成21年度】木のまち・木のいえリレーフォーラム開催実績：全国6箇所</p> <p>○ 若手大工技能者の育成の取組を支援。</p> <p>○ 中小工務店と木材生産者の連携による木造住宅の生産体制整備の取組を支援。(再掲)</p> <p>○ 住宅・建築関連先導技術開発助成事業において、民間事業者等の技術開発の支援を実施。</p> <p>○ 「木づかい運動」を推進し、住宅の内装や家具等における地域材利用の取組みを支援。</p> <p>○ 地域材を生かした地域型住宅づくりに取り組むグループに対して、モデルの設計や地域材供給計画策定等への支援を実施。(再掲)</p> <p>【平成21年度】実施件数：全国11グループ</p> <p>○ 地域材を利用した住宅モデル等の展示活動への支援を実施。(再掲)</p> <p>【平成21年度】実施件数：全国22府県</p> <p>○ 実用化にあと一步の緊急性の高い分野である、建築物の防火性能向上のためのデータ取得耐火部材の開発、ヒートアイランド対策としての屋上木質化技術の開発等に対する支援を実施。</p> <p>【平成21年度】事業主体選定状況：5件</p> | <p>農林水産省</p> <p>農林水産省<br/>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> |
| <p>○ 「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」により、公営住宅の入居収入基準及び家賃制度等の見直しを行い、公営住宅の的確な供給を推進。</p> <p>○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。(再掲)</p> <p>【平成21年度】供給戸数：20,583戸</p>  | <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>  |
| <p>○ 災害救助法に基づき、被災地において応急仮設住宅を設置。</p> <p>【平成21年度】応急仮設住宅の設置戸数：42戸、民間賃貸住宅の借上げ戸数：6戸</p> <p>○ 平成21年台風9号により住宅を失った低額所得者の住宅確保のため、災害公営住宅の整備を促進。</p> <p>【平成21年度】整備戸数：兵庫県佐用町52戸</p> <p>○ 住宅金融支援機構の行う災害復興住宅融資により、災害で滅失・損傷した家屋の復旧を促進。</p> <p>【平成21年度】受理戸数：11戸</p> <p>○ 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建のための支援を実施。</p> <p>【平成21年度】支援実績：856世帯</p>  | <p>厚生労働省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>内閣府</p>  |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

| 目 標 | 基本的な施策  |
|-----|---|
|     | <p>26 既存ストックの有効活用を図りつつ、公営住宅制度を補完する重層的な住宅セーフティネットの構築を図るため、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用やストック間の柔軟な利活用等を円滑に行うための仕組みづくりを進める。</p> <hr/> <p>27 高齢者、障害者、小さな子どもがいる世帯、外国人、ホームレス等の居住の安定を確保するため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図るほか、高齢者等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報の提供等を行う。</p> |

| 施策の実施状況   | 関係省庁           |
|---|----------------|
| <p>○ 都道府県、市町村、機構及び公社において、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会を組織。<br/>【平成21年度】地域住宅協議会組織数：33団体</p>               | 国土交通省          |
| <p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲)<br/>【平成21年度】供給戸数：1,655戸</p> | 国土交通省          |
| <p>○ 既設の公営住宅について、バリアフリー化等を計画的に推進することにより、公営住宅ストックの居住水準の向上と総合的な活用を実施。(再掲)<br/>【平成21年度】整備戸数：33,474戸</p>                                      | 国土交通省          |
| <p>○ 高齢者円滑入居賃貸住宅制度により、高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅の登録及びその情報の公開を実施。<br/>【平成21年度末時点】登録戸数：182,172戸</p>   | 国土交通省          |
| <p>○ 終身建物賃貸借制度により、高齢者単身・夫婦世帯等が終身にわたり安心して賃貸住宅に居住できる環境を整備。<br/>【平成21年度末時点】認定戸数：1,857戸</p>   | 国土交通省          |
| <p>○ 公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業又は共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。<br/>【平成20年度末時点】公営住宅の活用戶数：705戸</p>                          | 厚生労働省<br>国土交通省 |
| <p>○ 高齢者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う「あんしん賃貸支援事業」により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。<br/>【平成21年度】事業実施自治体数：34団体</p> | 厚生労働省<br>国土交通省 |
| <p>○ 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者に対する支援を行う居住サポート事業・居住サポート事業立ち上げ支援事業により、障害者の地域生活への円滑な移行を促進。<br/>【平成21年4月1日現在】居住サポート事業実施自治体数：221市町村</p>    | 厚生労働省          |
| <p>○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。(再掲)<br/>【平成21年度】供給戸数：20,583戸</p>   | 国土交通省          |
| <p>○ 民間賃貸住宅市場等を活用し、高齢者の身体的機能の低下に対応した構造、設備などを備えた高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進。(再掲)<br/>【平成21年度末時点】供給戸数：34,612戸</p>                                     | 国土交通省          |
| <p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅を供給。(再掲)<br/>【平成21年度】供給戸数：1,655戸</p>     | 国土交通省          |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

28 高齢者、障害者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進するとともに、高齢者、障害者等に配慮した賃貸住宅の供給や公的賃貸住宅等と福祉施設の一体的整備を推進する。

| 施策の実施状況  | 関係省庁           |
|--|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 離職者の居住の安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用。<br/>【平成22年3月19日時点】公的賃貸住宅入居決定戸数：3,310戸</li> </ul>   | 厚生労働省<br>国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公営住宅を活用した小規模住居型児童養育事業及び児童自立生活援助事業を可能とすることにより、事業を実施する場所の容易な確保及び事業の普及を促進。</li> </ul>  | 厚生労働省          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が実施する地域生活支援事業の一事業である日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具の給付）により、在宅の重度身体障害者（児）の住環境の改善等を促進。</li> </ul>   | 厚生労働省          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉ホーム事業により、住居を求めている障害者に対する低料金での居室その他の設備の利用、日常生活に必要な便宜供与を促進。</li> </ul>  | 厚生労働省          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共同生活介護事業及び共同生活援助事業により、共同生活住居（ケアホーム、グループホーム）に居住する障害者に対して、主として夜間等における介護や、相談その他の日常生活上の援助等の便宜供与を促進。</li> </ul>                        | 厚生労働省          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅の要介護者・要支援者が行う手すりの設置、段差解消等の住宅改修に対し、介護保険を給付。<br/>【平成19年度】累計給付額：335億円</li> </ul>   | 厚生労働省          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定施設に入居する要支援者・要介護者が受けた日常生活上の世話、機能訓練等に要した費用に対し、介護保険を給付。<br/>【平成20年度】累計給付額：約2,617億円</li> </ul>                                      | 厚生労働省          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー性能に優れた住宅の取得を融資金利の引き下げにより促進。（再掲）<br/>【平成21年度】申請戸数：39,934戸の内数</li> </ul>               | 国土交通省          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた住宅の整備を促進。（再掲）<br/>【平成21年度】実施地区：47地区の内数（三大都市圏：38地区の内数）</li> </ul>                                    | 国土交通省          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先導型再開発緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。（再掲）<br/>【平成21年度】実施地区：31地区の内数（三大都市圏：20地区の内数）</li> </ul>                                  | 国土交通省          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。（再掲）<br/>【平成21年度末時点】併設施設数：3,056施設（1,672団地）</li> </ul>              | 国土交通省          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。<br/>【平成21年度末時点】累積管理開始戸数 869団地（23,298戸）</li> </ul> | 厚生労働省<br>国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「安心住空間創出プロジェクト」により、公的賃貸住宅団地を活用した安心な住環境の整備を推進。</li> </ul>  | 厚生労働省<br>国土交通省 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充により、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進。</li> </ul>   | 国土交通省          |

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

| 目 標                | 基本的な施策 |
|--------------------|--------|
|                    |        |
| <p>その他分野横断的な施策</p> |        |

| 施策の実施状況  | 関係省庁  |
|--|---|
| <p>○ 「高齢者居住安定化モデル事業」を創設し、先導的な高齢者向けの住宅に関する技術・システム等の導入や、高齢者向けの生活支援・介護サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組みなどを支援。<br/>【平成21年度】選定事業：47件</p> <p>○ 公的賃貸住宅の整備にあわせて高齢は生活支援施設を整備する事業に対し、国が緊急的な助成を行う「高齢者居住安定化緊急促進事業」を創設し、高齢者が生活支援・介護サービス等の提供を受け、安心して居住し続けることができる環境を整備。<br/>【平成21年度】実施事業：14事業</p>  | <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>   |
| <p>○ 住生活基本計画（全国計画）に関し、計画の一部変更（平成21年3月13日閣議決定）により新たに明記された対策（①長期優良住宅の普及の促進、②リフォームの促進）について緊急的かつ重点的に取り組むとともに、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。</p> <p>○ 平成21年10月に「住生活月間」を開催し、各種イベント・広報活動を実施。</p> <p>○ 学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」（平成20年3月策定）に関し、HPへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。</p> <p>○ 「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」（平成20年3月28日策定）について、対処すべき課題や取るべき対応を明らかにし、改定に関する検討を実施。また、「生コンクリート製造産業に関する取引ガイドライン」についても、策定に向けた検討を新たに実施。</p> | <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>文部科学省<br/>国土交通省</p> <p>経済産業省<br/>国土交通省<br/>公正取引委員会</p> |



## Ⅱ 平成21年度に講じた主な連携施策



## 平成21年度に講じた連携施策一覧

### 防犯

#### ○防犯性能の高い建物物品の開発・普及

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。

【平成21年度末時点】掲載品目総数：計17種類3,988品目

＜警察庁、経済産業省、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.cp-bohan.jp/>

#### ○共同住宅に係る防犯対策

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。＜警察庁、国土交通省＞

#### ○防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。

＜警察庁、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/bohan.htm>

### 環境

#### ○住宅エコポイント制度の創設

エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進。

【平成22年3月末時点の実施状況】

住宅エコポイントの申請：3,690件

住宅エコポイントの発行：347件（16,279,000ポイント）

【平成22年5月末時点の実施状況】

住宅エコポイントの申請：42,131件

住宅エコポイントの発行：22,279件（1,548,719,000ポイント）

＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

#### ○建設リサイクル法に関するパトロールの実施

建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。

【平成21年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）

＜国土交通省、環境省＞

#### ○学校エコ改修と環境教育事業

学校エコ改修と環境教育事業により、地方公共団体による学校施設におけるCO2排出削減のための改修等のハード整備とそれを活用した環境教育等のソフト事業の一体的実施を促進。【平成21年度末時点】モデル校認定：20校　＜文部科学省、環境省＞

（関連HP）<http://www.ecoflow.go.jp>

## ○木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けて、産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」の活動として全国6箇所で行った「木のまち・木のいえリレーフォーラム」を開催するとともに、ホームページを活用したフォーラムの情報発信等による普及活動を実施。

＜農林水産省、国土交通省＞

## 防災

### ○津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充

津波・高潮危機管理対策緊急事業により、危機管理対応の充実を図るよう、観測施設や観測データを収集・処理・伝達するシステムの整備を行うとともに、局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し連続性の確保を図ること等により、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進。

＜農林水産省、国土交通省＞

## まちづくり

### ○人優先の安全・安心な歩行空間の整備

市街地において、人優先の安全・安心な歩行空間を形成するため、あんしん歩行エリアを指定し、信号機、横断歩道や歩道等の整備を推進。

【平成21年度末時点】あんしん歩行エリア指定地区数：582地区

＜警察庁、国土交通省＞

## 高齢者・障害者等

### ○高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進

公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。【平成20年度末時点】公営住宅の活用戶数：705戸

＜厚生労働省、国土交通省＞

### ○あんしん賃貸支援事業

高齢者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う「あんしん賃貸支援事業」により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。

【平成21年度】事業実施自治体数：34団体

＜厚生労働省、国土交通省＞

（関連HP）[http://www.anshin-chintai.jp/anshin/about\\_anshin.html](http://www.anshin-chintai.jp/anshin/about_anshin.html)

## ○離職者の居住の安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

離職退去者の居住の安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家を活用。

また、離職退去者が活用可能な公的賃貸住宅に関する情報がハローワークにおいて共有され、ワンストップサービス機能が強化されるよう措置するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働部局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策との連携を強化。

更に、民間賃貸住宅に入居する者の未払い家賃等の債務を高齢者居住支援センターが保証する家賃債務保証制度の対象に「離職者」を追加。

【平成22年3月19日時点】公的賃貸住宅入居決定戸数：3,310戸

【平成22年5月14日時点】公的賃貸住宅入居決定戸数：3,397戸

<厚生労働省、国土交通省>

## ○シルバーハウジング・プロジェクト

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。

【平成21年度末時点】累積管理開始戸数 869団地（23,298戸）

<厚生労働省、国土交通省>

（関連HP）[http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07\\_02\\_05.html](http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html)

## ○安心住空間創出プロジェクト

高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備し、良好な居住環境の整備を推進。

<厚生労働省、国土交通省>

## **全般**

### ○住教育の推進

学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」（平成20年3月策定）に関し、ホームページへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。

<文部科学省、国土交通省>

（関連HP）<http://www.sumai-info.jp/jukyoku/index.html>

### ○建材・住宅設備産業取引ガイドライン

「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」（平成20年3月28日策定）について、対応すべき課題や取るべき対応を明らかにし、改定に関する検討を実施。また、「生コンクリート製造産業に関する取引ガイドライン」についても、策定に向けた検討を新たに実施。

<経済産業省、国土交通省、公正取引委員会>

（関連HP）<http://www.meti.go.jp/press/20080328006/20080328006.html>

防犯性能の高い建物物品の開発・普及

<経緯>

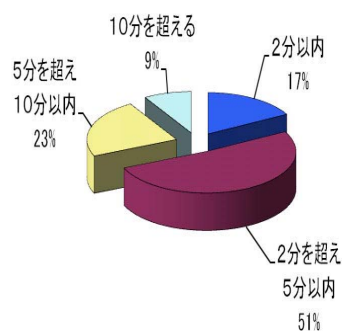
- H14. 11：「防犯性能の高い建物物品の開発・普及に関する官民合同会議」の設置  
警察庁、国土交通省、経済産業省＋建物部品関連団体等  
防犯性能基準を策定し、侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を  
備えた部品（ガラス、錠、ドア、サッシ、ウィンドウフィルム等）を開発
- H16. 4：「防犯性能の高い建物部品目録」公表開始（<http://www.cp-bohan.jp/>）
- H16. 5：部品の普及を図るため、共通標章（CPマーク）を制定
- H22. 3：17種類・3,988品目

防犯性能の高い建物部品目録掲載数

|    | 種 類            | 掲 載 数            |          |     |
|----|----------------|------------------|----------|-----|
|    |                | H16.4.1          | H22.3.29 |     |
| 1  | ドア（A種）         | 389              | 851      |     |
| 2  | ドア（B種）         | 511              | 629      |     |
| 3  | ガラスドア          | 低層住宅用            | 37       | 83  |
|    |                | ビル用              | 51       | 57  |
| 4  | 上げ下げ内蔵<br>ドア   | 低層住宅用            | 30       | 59  |
|    |                | ビル用              | 5        | 20  |
| 5  | 引戸             | 19               | 72       |     |
| 6  | ガラス引戸（自動を含む）   | —                | 71       |     |
| 7  | 錠              | 錠                | 69       | 123 |
|    |                | 電気錠              | —        | 17  |
|    |                | 1ドア2ロックセット       | 9        | 14  |
|    |                | シリンダー            | 25       | 48  |
|    |                | サムターン            | 14       | 36  |
| 8  | サッシ            | 引き形式（低層住宅用）      | 140      | 292 |
|    |                | 引き形式（ビル用）        | 198      | 295 |
|    |                | 開き形式（低層住宅用）      | 135      | 328 |
|    |                | 開き形式（ビル用）        | 211      | 245 |
|    |                | 折りたたみ形式（低層住宅用）   | —        | 45  |
|    |                | 折りたたみ形式（ビル用）     | —        | 18  |
|    | 上げ下げ形式         | 69               | 121      |     |
| 9  | ガラス            | 51               | 127      |     |
| 10 | ウィンドウフィルム      | 20               | 25       |     |
| 11 | 雨戸             | 雨戸               | 11       | 16  |
|    |                | 2分仕様             | 9        | —   |
| 12 | 面格子            | 67               | 173      |     |
| 13 | 窓シャッター         | 窓シャッター           | 56       | 83  |
|    |                | 2分仕様             | 33       | —   |
| 14 | 重量シャッター        | 重量シャッター          | 20       | 20  |
|    |                | 特に防犯性能の高い重量シャッター | 11       | 8   |
| 15 | 軽量シャッター        | 51               | 59       |     |
| 16 | オーバーヘッドドア      | —                | 9        |     |
| 17 | シャッター用スイッチボックス | 40               | 44       |     |



侵入をあきらめる時間



<出典(財)都市防犯研究センター>

（関連ホームページ）  
防犯性能の高い建物物品の  
開発・普及  
<http://www.cp-bohan.jp/>

## 住宅エコポイント制度の創設

### 1. 目的

エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進することを目的とする。

### 2. 概要

#### (1) ポイントの発行対象

①エコ住宅の新築（平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもので平成22年1月28日以降に工事が完了したもの）

- ・省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ・省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅

②エコリフォーム（平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事着手したもので平成22年1月28日以降に工事が完了したもの）

- ・窓の断熱改修（内窓の設置、外窓の交換、ガラス交換
- ・外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

※これらに併せて、バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張）を行う場合、ポイントを加算

#### (2) 発行ポイント数

- ①エコ住宅の新築：1戸あたり300,000ポイント
- ②エコリフォーム（1戸あたり300,000ポイントを限度とする。）

|                                 |             |                 |                 |
|---------------------------------|-------------|-----------------|-----------------|
| 内窓設置<br>外窓交換                    | 大(2.8㎡以上)   | 中(1.6㎡以上2.8㎡未満) | 小(0.2㎡以上1.6㎡未満) |
|                                 | 18,000ポイント  | 12,000ポイント      | 7,000ポイント       |
| ガラス交換<br>(ガラスごと)                | 大(1.4㎡以上)   | 中(0.8㎡以上1.4㎡未満) | 小(0.1㎡以上0.8㎡未満) |
|                                 | 7,000ポイント   | 4,000ポイント       | 2,000ポイント       |
| 外壁、屋根・天井、<br>床の断熱改修             | 外壁          | 屋根・天井           | 床               |
|                                 | 100,000ポイント | 30,000ポイント      | 50,000ポイント      |
| バリアフリー改修<br>(50,000ポイントを限度とします) | 手すりの設置      | 段差解消            | 廊下幅等の拡張         |
|                                 | 5,000ポイント   | 5,000ポイント       | 25,000ポイント      |

#### (3) ポイントの交換対象

- ・省エネ・環境配慮商品等、地域産品、商品券・プリペイドカード、環境寄附
- ・エコ住宅の新築又はエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事 等

## 木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

### 1. 目的

我が国においては利用可能な森林資源が充実期を迎えており、持続可能な森林経営に留意した木材利用の促進が必要である。

また、木造住宅・建築物の建設振興は、大工・工務店、林業・木材産業など地場の幅広い産業の振興や、地域の活性化に資することになる。

このため、産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立した。

### 2. 概要

国土交通省と農林水産省が主導し、関係する産学官の結集による「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立し、関係業界・学会・行政が一体となって、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを実施。

#### 【リレーフォーラム開催実績】

|       |        |                           |
|-------|--------|---------------------------|
| 平成21年 | 3月28日  | 第1回木のまち・木のいえリレーフォーラムin新木場 |
|       | 8月22日  | 第2回木のまち・木のいえリレーフォーラムin鹿沼  |
|       | 10月3日  | 第3回木のまち・木のいえリレーフォーラムinみやぎ |
|       | 12月12日 | 第4回木のまち・木のいえリレーフォーラムin東京  |
| 平成22年 | 1月30日  | 第5回木のまち・木のいえリレーフォーラムin松本  |
|       | 2月20日  | 第6回木のまち・木のいえリレーフォーラムin西条  |

### フォーラムによる 木材利用の促進 木造住宅・建築の普及 のための5つのアクション

#### 良質で長寿命な 木造住宅ストックの形成

- ・ 長期優良木造住宅に係る環境整備を実施
- ・ 住宅生産者と木材生産者との交流会を開催

#### 木材の可能性をひろげる 製品・技術の開発

- ・ 長期優良住宅に対応する耐久性等の高い木製品を開発
- ・ 木材利用が低位な分野(マンション内装材など)での製品を開発

#### 次世代への木造技術の 伝承・担い手の育成

- ・ 木造建築に関する高度な技術を有する人材を育成
- ・ 木造住宅の主要な担い手である中小住宅生産者の技術力の向上を支援

#### 木材がより利用しやすくなる環境づくり

- ・ 学校などの公共施設の木造化・木質化の推進、技術基準の検討・分析
- ・ 伝統的構法による木造住宅に係る環境整備を実施

#### 木造住宅・建築物 に関する積極的な情報発信

- ・ 国産材情報や各種支援措置情報が検索できるシステムを整備
- ・ 消費者・次世代への「木の文化」「木造の文化」の再発信

## 津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充

### 1. 目的

近年、低気圧による激しい高波等により、甚大な被害が発生し、越波からの人命・資産の防護が喫緊の課題となっている。また、地球温暖化に伴う気候変化による海面水位の上昇、台風の激化等により、高潮災害等の災害リスクの増大が懸念されている。

このため、危機管理対応の充実を図るよう、観測施設や観測データを収集・処理・伝達するシステムの整備を行うとともに、局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し連続性の確保を図ること等により、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

### 2. 内容

一連の防護区域を有する海岸において、以下の対策を総合的に実施する。

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ 津波・高潮ハザードマップの作成支援
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置

※下線部について拡充



潮位計等の観測施設の整備



データ収集・処理・伝達システムの整備



沿岸監視カメラ・越波情報提供システムの整備

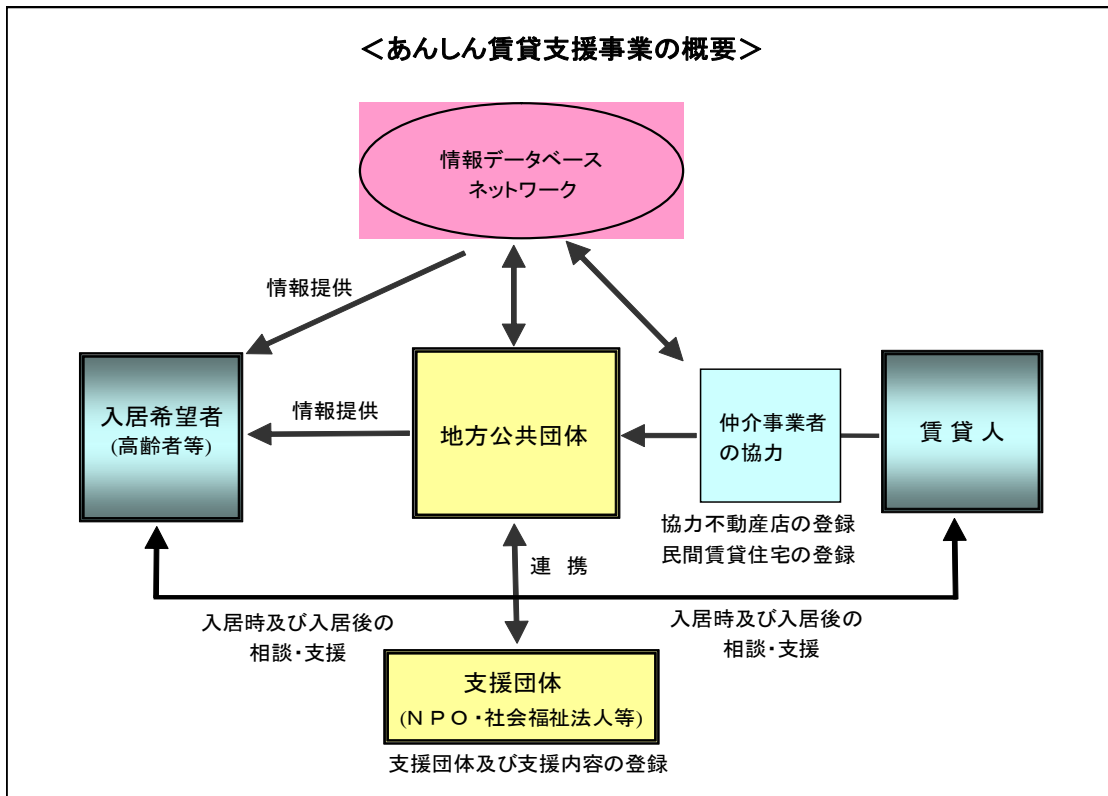
## あんしん賃貸支援事業

### 1. 目的

民間賃貸住宅市場を活用して、住宅セーフティネット機能の向上を図る。

### 2. 施策概要 等

地方公共団体、支援団体（NPO・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や居住に関する各種サポート等を行うことにより、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。



離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

1. 目的

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施する。

2. 施策概要

- (1) 地方公共団体が管理する公的賃貸住宅の空き家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化。
- (2) 独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な家賃で賃貸できるよう措置。
- (3) 離職退去者が活用可能な公的賃貸住宅に関する情報がハローワークにおいて共有され、ワンストップサービス機能が強化されるよう措置するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化。
- (4) 民間賃貸住宅に入居する者の未払い家賃等の債務を高齢者居住支援センターが保証する家賃債務保証制度の対象に「離職者」を追加。

3. 実績

平成22年3月19日(金)

|        | 合計    | 公営    | 改良  | 地優賃 | 公社  | UR    |
|--------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 供給決定戸数 | 7,135 | 4,465 | 112 | 202 | 293 | 2,063 |
| 入居決定戸数 | 3,310 | 2,769 | 80  | 64  | 161 | 236   |
| 入居決定人数 | 5,469 | 4,540 | 114 | 119 | 351 | 345   |

※入居決定戸数・人数は、供給決定戸数のうち入居を決定した戸数・人数であり、実際に入居した戸数・人数ではない。

※戸数・人数は累計。

※URについては、予約戸数及び人数を含む。

(内訳)

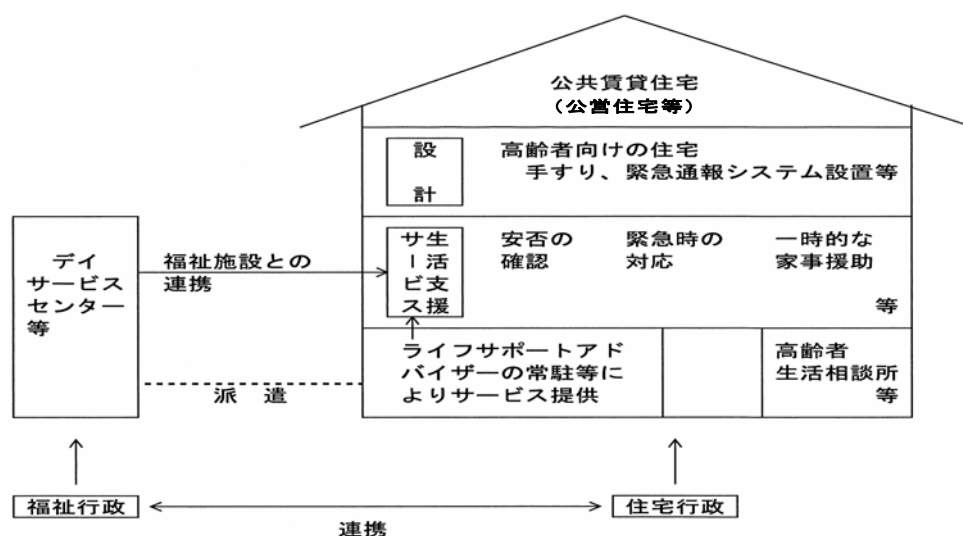
- 公営 : 公営住宅
- 改良 : 住宅地区改良事業により整備された住宅
- 地優賃 : 特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅
- 公社 : 地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅
- UR : URが供給する賃貸住宅

## シルバーハウジング・プロジェクト

### 1. 概要

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

### 2. 制度概要 (概念図)



#### 入居対象者

- ・ 高齢者単身世帯（60歳以上）又は高齢者夫婦世帯（夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる）等
- ・ 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等（事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。）

### 3. 助成措置

#### (1) 建設費等に対する助成

高齢者の利用に配慮した設備・仕様に必要な工事費等に対する助成（公営住宅等を対象）

#### (2) ライフサポートアドバイザー（生活補助員）関連の助成（厚生労働省で実施）

ライフサポートアドバイザー（生活補助員）の人件費について助成を行う。

（関連ホームページ）

シルバーハウジング・プロジェクト

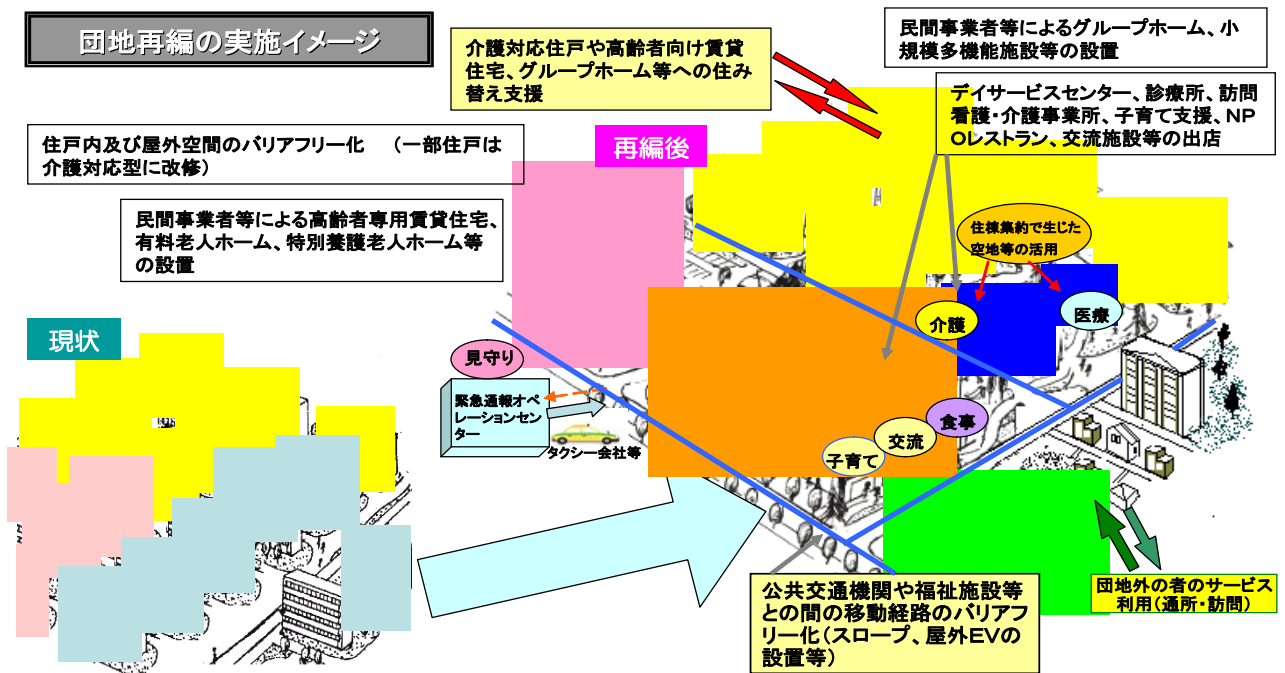
[http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07\\_02\\_05.html](http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html)

## 安心住空間創出プロジェクト

### 1. 目的

厚生労働省施策と連携し、高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する。

### 2. 施策概要



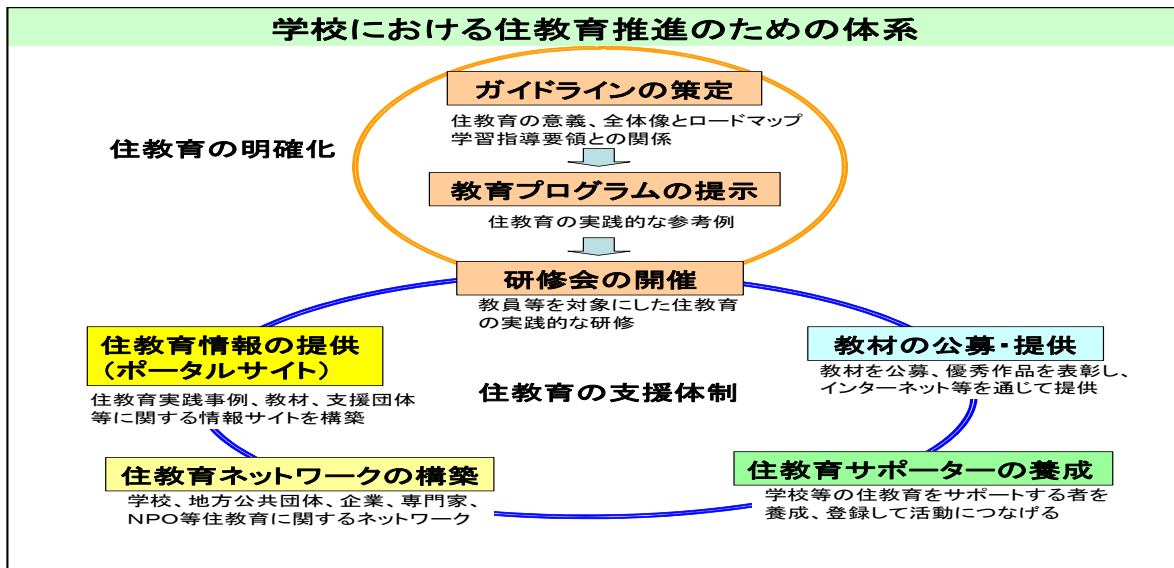
## 住教育の推進

### 1. 住教育の概要

住生活基本法（平成18年法律第61号）第7条第3項において、国及び地方公共団体の責務として、住生活の安定向上の促進に関する国民の理解・協力を促す教育活動・広報活動の実施が位置付けられている。

これを受け、国民が真に豊かさを実感できる社会の実現のために、「住」について考える機会や住教育を受ける機会を増やし、その内容の充実を図っているところである。

特に、「次世代に継承される良好な住宅ストックと、居住環境の形成に寄与する『住まい手』の育成」を想定した場合、次世代を担うべき子どもたちを対象とした住教育への取組が極めて重要であるとの視点から、「学校」における住教育をまず念頭において進めているところである。



### 2. 具体的な取組

平成19年度において、学校における住教育の効果的な推進を図るため、学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成した。

平成20年度においては、「住教育ガイドライン」の入手方法や住教育に関連する様々な情報取得の窓口サイトを立ち上げ、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、文部科学省主催の「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（平成20年12月開催）において、「住教育ガイドライン」の配布を行うなど教育現場への普及を図った。

平成21年度においても、引き続き、学校における住教育の効果的な推進を図るため、インターネットを活用した情報発信等を通じ、教育現場への普及を促進した。

（関連ホームページ）

住まいの情報発信局（住宅の特集「住まいと暮らしの教育」）

<http://www.sumai-info.jp/jukyyouiku/index.html>

## 建材・住宅設備産業取引ガイドライン

### 1. ガイドラインの構成

- (1) 建材・住宅設備産業取引の段階（見積、発注、受領支払等）ごとに①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行、③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を提示している。
- (2) 本ガイドラインの策定にあたっては、親事業者及び下請事業者に対するアンケート調査やヒアリング調査からピックアップした具体的事例をできるだけ掲載した。

### 2. ガイドラインの目的

- (1) 多層的、かつ多様な取引を含む建材・住宅設備産業取引を透明化し、市場における価格・品質・性能・サービスに基づく健全な競争を促すことによって、当該産業における研究開発・イノベーションを活性化させる。
- (2) 下請法等遵守の具体的な手引きをしめすことにより、業界全体のコンプライアンスを徹底するとともに、法令違反・社会的信用失墜行為を未然に防止する。
- (3) 親事業者・下請事業者双方にとって利益のある関係（“win-win”の関係）の構築を促す。

### 建材・住宅設備産業取引ガイドラインの概要

#### <建材・住宅設備産業の取引の特徴と本ガイドラインの位置づけ>

- 施主から部材メーカーに至るまで多層構造で複雑な流通経路を形成しており、上流の取引は下流に影響を及ぼす。
- 施工工事と密接に関わっており、取引・契約形態によって適用法律が異なるが、本ガイドラインは下請法及び独占禁止法を対象としている。

製造委託契約（企業規模要件等あり）  
⇒ 下請法

建設工事を伴う契約  
⇒ 建設業法

左記2つ以外を含め全般  
⇒ 独占禁止法

➡ 建材・住宅設備産業の取引適正化を目指すためには、本ガイドラインの普及に加え、国土交通省が発表した「建設業法令遵守ガイドライン」を併せて活用することが必要。

#### <ガイドラインの構成>

- 取引段階ごと（見積～発注～発注変更～受領・返品・やり直し～支払等）に、①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行 ③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を記載。

#### <主な問題となる具体的行為事例>

- 施主の要望で、頻りに建材の仕様変更が繰り返されがちで、変更によるコストアップ分が下請事業者の負担となっている。
- 生産が終了した後も金型保管を求められる結果、廃棄できない多数の金型の保管コストが負担となっている。
- 建築現場の進捗に合わせるよう、親事業者からの多頻度小口配送要求が常態化しているが、配送にかかる費用は認められない。
- 原材料の値上げが請負金額に反映されない。

#### <主なベストプラクティス>

- 親事業者は、施主の希望を確認の上、下請事業者と建材のデザイン、色番等の仕様を決定している。
- 親事業者との協議の結果、当初の発注の際に、金物類等の部品用金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれることになった。
- 親事業者が帰り便を活用して、下請事業者の倉庫に部材を引き取りに寄ることで、双方の物流コストの削減を実現した。
- 原材料価格に連動して、製品単価も変動するシステムを親事業者と取決め導入した。

（関連ホームページ）

建材・住宅設備産業取引ガイドライン

<http://www.meti.go.jp/press/20080328006/20080328006.html>



(参考) 平成22年度における主な新規施策



**環境・リフォーム推進事業の創設**

1. 目的

住宅・建築物の長寿命化や省CO<sub>2</sub>技術の普及に寄与するプロジェクト、既存住宅の流通・リフォームと併せたインスペクションの実施、住宅履歴情報、保険制度の活用を行う事業及びこれらに関する市場環境の整備等を実施する者に対し、国がその費用の一部を補助する制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2. 制度概要

①事業内容

- (1) リフォーム等推進タイプ
  - ・インスペクションの実施と併せて行うリフォームに対する支援
  - ・住宅・建築物の省エネ性能の向上に資するリフォームに対する支援
- (2) 長期優良住宅等推進タイプ
  - ・住宅の長寿命化に資するリーディングプロジェクトとなる住宅プロジェクトに対する支援
- (3) 住宅・建築物省CO<sub>2</sub>推進タイプ
  - ・省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築物プロジェクトに対する支援
- (4) 調査・評価、普及・広報
  - ・リフォーム、長期優良住宅、省CO<sub>2</sub>技術に関する調査・評価、普及・広報に対する支援
- (5) 技術基盤強化
  - ・リフォーム、長期優良住宅、省CO<sub>2</sub>技術に関する技術マニュアルの作成、講習の実施等に対する支援

②事業主体 民間事業者等

- ③補助率
- |                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| (1) リフォーム推進等推進タイプ                | 1 / 3、定額補助 |
| (2) 長期優良住宅等推進タイプ                 | 2 / 3      |
| (3) 住宅・建築物省CO <sub>2</sub> 推進タイプ | 1 / 2      |
| (4) 調査・評価、普及・広報                  | 定額補助       |
| (5) 技術基盤強化                       | 定額補助       |

3. 平成22年度予算額(国費) 330億円

**住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金**

1. 概要

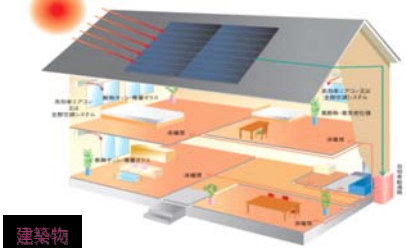
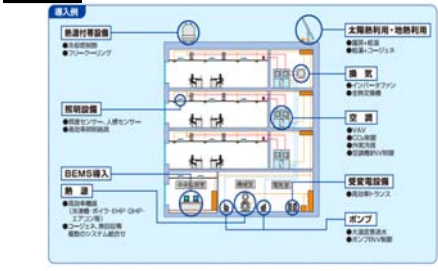

(1) 先導的システム支援事業

2030年の住宅・建築物におけるネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、住宅・建築物に省エネルギー性能の高い高効率エネルギーシステム（年間エネルギー消費量を25%程度削減できるもの。）やビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入する者に対して補助を行うとともに、その導入によって得られる省エネ効果等を検証し、その成果を活用して更なる省エネを進める。

(2) 高効率給湯器、高効率空調機導入支援事業

従来機器に比べ省エネルギー効果が大きく、費用対効果の高い高効率給湯器及び高効率空調機を導入する際に、その経費の一部を補助する。

**住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金** [H22予算額76.9億円]

| 事業の内容  | 事業イメージ  |
|--|---|
| <p style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px;"><b>事業の概要・実施スキーム</b></p> <p>(1) 先導的システム支援事業</p> <p>2030年の住宅・建築物におけるネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、住宅・建築物に省エネルギー性能の高い高効率エネルギーシステム（年間エネルギー消費量を25%程度削減できるもの。）やビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入する者に対して補助を行うとともに、その導入によって得られる省エネ効果等を検証し、その成果を活用して更なる省エネを進める。</p> <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white; border-radius: 5px;">国</div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white; border-radius: 5px;">民間団体等</div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white; border-radius: 5px;">設置者</div> </div> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">補助（定額、定額（1/3以内））                      補助（1/3以内）</p> </div> <p>(2) 高効率給湯器、高効率空調機導入支援事業</p> <p>従来機器に比べ省エネルギー効果が大きく、費用対効果の高い高効率給湯器及び高効率空調機を導入する際に、その経費の一部を補助する。</p> <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white; border-radius: 5px;">国</div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white; border-radius: 5px;">民間団体等</div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white; border-radius: 5px;">個人<br/>民間事業者等</div> </div> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">補助（定額）                      補助（定額、価格差の1/3以内、1/3以内）</p> </div> | <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px;"><b>住宅</b></p>  </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px;"><b>建築物</b></p>  </div> <div> <p style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px;"><b>高効率給湯器</b></p>  </div> |

## 地域材利用加速化支援事業の創設

### 事業のポイント

地域材を活用した製品の実用化及び普及推進を図るとともに、消費者が安心できる国産材住宅づくりの情報を発信するための取組等を実施する。

#### (最近の木材及び住宅をめぐる状況)

- ・ 平成20年の木材(用材)の自給率は4年連続向上し24.0%(対前年比1.4ポイント増加)。
- ・ 国産材需要の過半を占める住宅分野について、平成20年の新設住宅着工戸数は109万戸と、平成15～19年の同平均119万戸と比較し低位な状況。
- ・ 内閣府世論調査(平成19年)によれば、消費者の約8割が木造住宅を希望し、その約3分の1が国産材に強いこだわりを持っている。

### 政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大  
平成16年 1,700万 $m^3$  → 平成27年 2,300万 $m^3$

#### <内容>

##### 1. 地域材実用化促進対策事業

地域材需要の更なる拡大を図るため、実用化まであと一歩というところまできている分野の実証試験等に必要な経費を補助します。(例えば建築物の防火性能向上のためのデータ取得、木材を利用した住宅の室内化学物質の健康影響の検証(シックハウス対策を含む)、地域材のトレーサビリティシステムの確立のための検証など短期間で成果が得られるものを対象)

##### 2. 国産材住宅情報発信強化事業

今年4月に開設した「日本の木のいえ情報ナビ」の情報発信力を強化するため、住宅建設を希望する一般の方向けに、情報ナビを通じて住宅建築を行ったOB施主の事例紹介や国産材住宅に対する国民意識の醸成を図るための活動にかかる経費を助成します。

#### <補助率>

定額

#### <平成22年度予算額>

702百万円の内数

#### <事業実施主体>

民間団体

#### <事業実施期間>

平成22年度

## 賃貸住宅管理業における登録制度の創設

### 1. 趣旨

賃貸住宅管理業の任意の登録制度を設け、登録事業者の業務についてルールを定めることで、その業務の適正な運営を確保し、賃借人及び賃貸人の利益の保護を図る。

## 賃貸住宅管理業の登録制度の概要

### 1. 新制度創設の趣旨

賃貸住宅管理業の任意の登録制度を設け、登録事業者の業務についてルールを定めることで、その業務の適正な運営を確保し、賃借人及び賃貸人の利益の保護を図る。

### 2. 対象範囲

- (1) 対象とする不動産 賃貸住宅
- (2) 対象事業者・対象業務  
賃貸住宅管理業のうち、賃料等の徴収業務並びに賃貸借契約の更新業務及び解約業務のいずれかを担う事業者(サブリース業を含み、賃貸業は含まない)

### 3. 登録制度の仕組み

- ① 賃貸住宅管理業を営もうとする者は、国土交通省に備える登録簿に登録を受けることができる。(5年更新)
- ② 登録業者は、管理業務に関して定める一定のルール(業務処理準則)を遵守することとする。
- ③ 登録業者が、管理業務に関して不正又は著しく不当な行為をした場合等には、登録を削除する。この場合、一定期間は、再登録ができない。

### 4. 制度の効果

- 登録事業者名は公表されることから、消費者は、登録事業者の情報を事業者選択(物件選択)の判断材料として活用。
- 消費者による優良な事業者(良質な管理物件)の選別が進むことで、適正な業務のためのルールが広く普及することを期待。

## 民間賃貸住宅入居者の居住の安定確保の推進

民間賃貸住宅入居者の居住の安定確保を推進するため、以下の措置を講ずる。

### あんしん賃貸支援事業の拡充等

【H22予算額（国費）：あんしん賃貸支援事業3.3億円他】

賃貸住宅における賃借人の居住の安定の確保を行うため、あんしん賃貸支援事業等を拡充し、紛争の未然防止・紛争の円滑な解決、住宅確保要配慮者の入居の円滑化などの取組みを推進する。

#### 1. 紛争の未然防止・紛争の円滑な解決

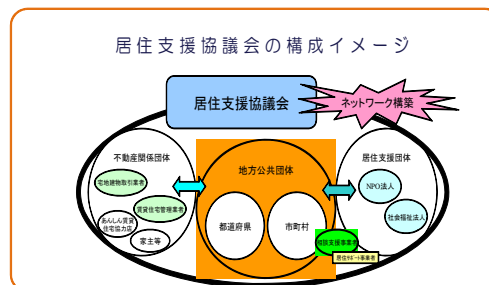
- ① **家賃債務保証業等の適正化支援**  
・家賃債務保証業等に関する規制の整備に併せた、当該制度の周知・普及を行う。
- ② **紛争の未然防止・紛争解決の円滑化のための体制整備・支援等**  
・裁判外紛争解決手続制度(ADR)の活用促進、関係者間における紛争解決事例の情報共有等を行う。
- ③ **原状回復ガイドライン等の見直し**  
・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や、「賃貸住宅標準契約書」の見直しに向けた検討を行う。

#### 2. 住宅確保要配慮者の入居の円滑化

・高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の入居を円滑化させるため、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動を支援する。

##### 居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理者、居住支援団体等により組織される協議会



## 高齢者等居住安定化推進事業の創設

高齢者、障害者及び子育て世帯（以下、高齢者等）の居住の安定確保を図るため、高齢者等が生活支援サービスの提供を受けられる賃貸住宅の整備に関する事業や、高齢者等の居住の安定確保に資する先導的な事業の提案を、国が公募し、先導性や普及性等に優れた提案に対して、予算の範囲内で、事業の実施に要する費用の一部を補助。

### 高齢者等居住安定化推進事業の概要

【H22予算額(国費)160億円】

高齢者・障害者・子育て世帯の居住の安定に資する先導性の高い取組みを支援

#### 公募の内容

##### A 一般部門

###### 評価委員会による個別審査・評価

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

(例)

- ・先導性の高い高齢者の住まいの新築・改築
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者への安心・見守りサービスの提供
- ・高齢者の住まいに関する情報提供・相談業務
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取組み

##### B 特定部門

###### 評価委員会による包括評価

###### B-1 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門

生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の整備

###### B-2 ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

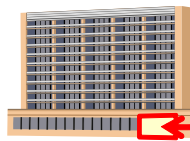
ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

###### B-3 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

#### 特定部門の内容

##### ①生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門



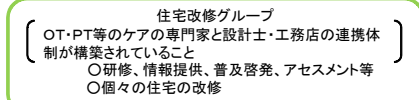
###### <主な要件>

- 住宅の要件
  - ・面積原則25㎡以上
  - ・原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置
  - ・バリアフリー化
- サービスの要件
  - ・緊急通報及び安否確認サービスの提供
  - ・社会福祉法人・医療法人の職員、ケア関係の有資格者等による対応

###### <補助対象>

- 高齢者専用賃貸住宅の新築・改修費
- 高齢者の生活相談スペースやデイサービスセンター等の新築・改修費

##### ②ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門



###### <主な要件>

- ケアの専門家と設計者・工務店により連携体制が構築されること
- 連携体制のイメージ例
  - ・医療法人等と地域の工務店により構成されるグループ
  - ・地方公共団体の関与のもとに設置された協議会等でケアの専門家や設計者、工務店等で構成されるもの

###### <補助対象>

- 研修、情報提供、普及啓発、アセスメント等にかかる費用
- 要介護者等の個々の住宅の改修

##### ③公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門



###### <主な要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者・障害者・子育て支援施設を整備すること
- 地域住民・団地居住者に対して生活相談等のサービスを提供すること
- 公的賃貸住宅団地の管理者が推薦する者または公募により選定した者等

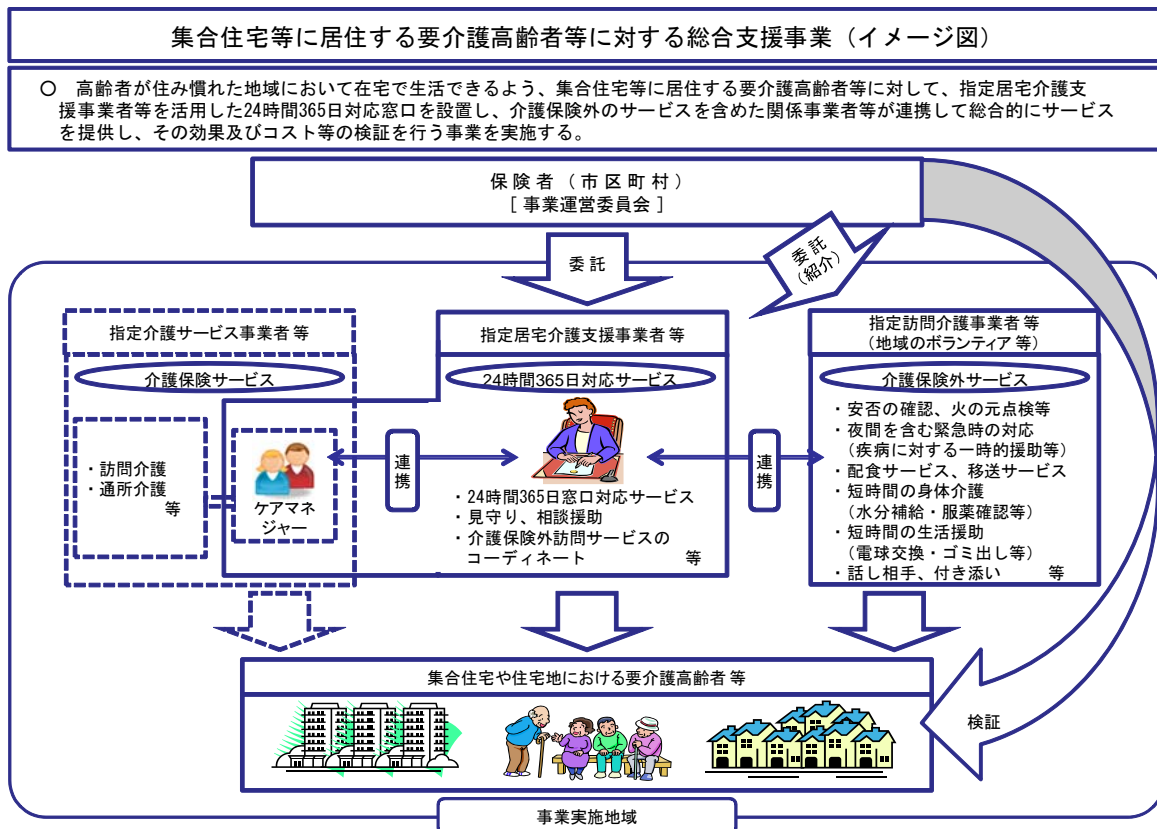
###### <補助対象>

- 高齢者・障害者・子育て支援施設の新築・改修費
- 高齢者専用賃貸住宅・グループホーム等の新築・改修費

集合住宅に居住する要介護高齢者等に対する総合支援事業

1. 概要

高齢者が住み慣れた地域において在宅で生活できるよう、集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対して、指定居宅介護支援事業者等を活用した24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供し、その効果及びコスト等の検証を行う事業を実施する。



2. 平成22年度予算額（国費）

市町村地域包括ケア推進事業（550百万円）の内数